

仮協定書

1. 港湾運送事業基盤の強化と港湾運送政策への対応について

- (1) 適正料金の收受や認可料金制度の復活は港運事業者にとって最大の関心事であり、港湾労働者の雇用安定・雇用条件向上に重要な労使共通の課題である。
よって認識を共有するため、労使によるプロジェクトチーム（仮称）を設置し、具体的な取り組みについて検討の上、必要に応じ関係行政に働きかける。
- (2) 国による非効率火力発電施設の削減政策に対して、日港協としてその政策動向の把握を行い、傘下事業者から政策要望等の意見を求め、事業継続と雇用維持の観点から必要に応じ関係行政に働きかける。

2. 新型コロナウイルスなど感染症への対応について

- (1) 日港協は昨年『新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』を作成し、会員店社に周知徹底を図っており、各会員はこのガイドラインに則って引き続き感染予防対策を徹底する。また、感染状況の変遷に応じてガイドラインに必要な改訂を加えるとともに、引き続き対策の徹底を促進する。
- (2) 2020年6月30日付『感染症に関する確認書』第2項に則り、新型コロナウイルス感染症により従業員が休業した場合、各会員店社において休業に伴う賃金カットを行う必要に迫られないよう日港協は、労災給付や休業補償制度などをさらに拡充するよう必要に応じて関係行政に働きかける。
- (3) ワクチン接種の予約がとれた場合は、希望者には速やかに接種が受けられるよう、業務の就労、並びに休業・賃金保障に関して最大限の配慮をする。

3. 産別制度賃金、並びに、個別賃上げについて

- (1) 産別制度賃金（産別最低賃金、あるべき賃金、基準賃金、標準者賃金）の引き上げに係る要求については、21春闘とは切り離して継続協議する。
- (2) 2010年12月16日付検数・検定労働者の標準者賃金協定の適用対象使用者に『株式会社シンケン』を加える。
- (3) 2012年春闘協定第1項-（1）に基づき、日港協傘下事業者は、適正料金の收受並びに適正料金支払いなどの施策を講じ、誠実な対応をする。

4. 雇用確保と要員増について

- (1) AI化・荷役機器の遠隔操作化など港湾「合理化」導入について、2020年10月29日付にてRTGの遠隔操作についての労使確認がなされたが、その他のAI化・機械化などの案件が生じた場合は、港湾労働者の雇用に影響を及ぼさないよう最大限の配慮を行い、中央労使における協議・検討を前提とし、誠意ある対応を進める。
- (2) 人員の確保策について、人材確保策の一環として港運業界の活動を広く宣伝・啓蒙するとの重要性に鑑み、業界PR用動画を作成し広く活用する。

5. 産別協定の全港・全職種適用と産別協定集の編纂について

- 各種協定の項目毎の検証作業の上、産別協定書・確認書集の新たな編纂に向け、労使によるワーキンググループ（仮称）を設け検討する。

6. 労使継続諸課題について

- (1) 指定事業体について、指定事業体の問題については、2021年4月22日付覚書に基づき、検数・検定小委員会にて、問題解決に向けて関係労使間の協議を促進する。
- (2) 検数・検定労働者の標準者賃金協定（2010年12月16日付）1-（1）を適用する労働者の改定を前提に継続協議課題とする。
- (3) 産別労災補償制度について、中央安全専門委員会のもとにワーキンググループを設置し、引き続き協議する。
- (4) 放射線量検査に携わった労働者の健康診断の実施について、中央安全専門委員会において協議する。
- (5) 関連職種の産別協定履行について、関連職種の事業と働く労働者の地位向上を目指し、2020年春闘協定第3項-（1）-③を履行する。
これを具体化するために、可能な地区並びに個別事業者毎に各社縦割り（関係元請・専業）の協議を開始する。
- なお、2020年4月1日実施の協定の主旨に鑑み、合意できたところから週休二日制を実施する。
- (6) 週休二日制並びに65歳定年制の実施について、2014年春闘協定に基づき週休二日制を未実施の企業については、早急に実施できるよう引き続き当該労使での協議を促す。
なお、検数・検定については土曜休日・休暇の代休取得は原則取得させる。
- また、65歳定年制度が社会的要請であると認識し、2025年を待たずに前倒しで実施するよう努力する。
- (7) 東京オリンピック・パラリンピック及び大阪万博について、東京・大阪地区及び関係近隣諸港労使は、港湾物流と港湾労働への負の影響を及ぼさぬよう充分連携し対応する。

以上

21春闘 指定事業体に係わる中央団交覚書

指定事業体の問題については、労使検数・検定小委員会の協議を促進し、本体での採用も含め解決策の模索を図る。

2021年4月22日



第四回中央港湾団交

四月十五日十四時からビジョンセンター（東京永田町）に於いて開催された第四回交渉で業側は、①適正料金收受、認可料金制度の復活とコロナ感染は、必要に応じ関係行政に働きかける前提に継続協議。③関連

賃上げは、誠実な対応をする。④港湾の合理化は、中央労使で協議・検討。⑤産別協定集の編纂は、WGで検討。⑥労災企業補償は、WGで協議。などの修正回

答を行った。組合側は、①石炭問題は、組合側は、①石炭問題は、日港協が業界のリーダーシップをとり、事業基盤の確保の取り組みを進めるべき。②監査による届け出

料金より一〇%減の会社が五・六割に達している。なかには引きしても、どうに業者もいる中で料金は正を求めるのは難しいのではないか。届け出料金そのものが、労働条件向上を担保するものになつていな

い事も考えられる。③港労

守ってきた経過がある。石炭問題でも労使が協力すべ

て協力して港湾運送秩序を緩和されて以来、港湾労使

が物流施設は港湾の職域だと発言して、努力をされ

てきた事でもある。④規制

緩和されて以来、港湾労使

身が物流施設は港湾の職域だと発言して、努力をされ

てきた事でもある。④規制

七日の第一回中央港湾団交を皮切りに、続開を含む通算五回の交渉を積み重ねた。四月十五日開催の第四回交渉では長期の休憩を挟み、四月二十二日に団交を再開し交渉を行った結果、仮協定書と覚書の文章を確認して合意に至り、二一春闘中央港湾団交は終結する事となつた。

港湾産別春闘終結！



第四回続開中央港湾団交

統開を開催するにあたつて事前に協定締結を目指し、その結果、概ね次の内容の修正が行われた。①全体的な回答で

「…したい。」から「…す

「…したい。」から「…す